

生駒市市民自治検討委員会（第1回）

日 時 平成18年10月13日（金）

午前9時

場 所：生駒市役所403・404会議室

次 第

- 1 市長あいさつ
- 2 委員自己紹介及び事務局紹介
- 3 議長選出

案 件

- 1 生駒市市民自治検討委員会設置要綱（案）について
- 2 生駒市市民自治検討委員会委員の構成について
- 3 生駒市市民自治検討委員会委員公募要綱（案）等について
- 4 今後の進め方について
- 5 その他

生駒市市民自治検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本市における市民自治の基本理念、市民参加、市民との協働及び市政運営の基本原則等に関する基本構想等（以下「市民自治基本構想等」という。）を検討するため、生駒市市民自治検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市民自治基本構想等に関する事項について検討し、その結果をとりまとめて市長に提言を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内関係団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる市民の中から委嘱する委員の選考方法等については、別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する提言を市長に提出する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第 7 条 委員会に必要な応じ部会を置き、その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

3 部会の会議は、必要な応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(幹事会)

第 8 条 委員会に、委員会運営に関する事項の協議及び部会のとりまとめ等を行うため、幹事会を置き、その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事会に幹事長を置き、委員長をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要な応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会又は部会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

生駒市市民自治検討委員会の設置について（案）

1．目的と役割

（設置目的）

- (1) 市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公明正大なルールをつくり、それを生駒のまちづくりの最高規範とする。
- (2) さまざまな立場の市民、学識経験者、市職員が同じテーブルにつき、対等の立場で議論し、対応策を考える創造的な政策形成の場をつくる。
- (3) これからの市民自治の中核を担う市民層の掘り起こし・活性化を図る。

（役割）

- 1 市民自治基本条例（案）を視野に入れた市民自治基本構想（案）の策定
- 2 市民への広報と市民意見の取りまとめ
- 3 タウンミーティングの開催

2．基本方針

- (1) 生駒市内で活動実績のある各種団体の代表者、それぞれ立場の異なる公募市民など幅広い市民の参画を得ることにより、生駒市民の創意ができるだけ集約できる場をつくる。
- (2) 多様な広報活動の展開やタウンミーティングの開催等により、多くの市民が感心を持てるようにする。
- (3) 委員はすべて「まちづくりの当事者」であるとの意識を持ち、他者への批判や事の是非のみを論じる姿勢は避ける。
- (4) 市民を代表する機関として法律的に担保されている議会と十分な意見調整・協議を行う。
- (5) 会議、会議録、会議資料等の情報はすべて公開する。

3．委員について

(1) 構成

区 分	選 出	人 数	備 考
市議会議員		2 人	
学識経験を有する者		3 人	
市内関係団体の代表者	庁内プロジェクトチームにより団体の選定	2 2 人	別紙のとおり
公募市民	公募要綱による選考	6 人	
市職員	庁内プロジェクトチームメンバーから選出	2 人	
合 計		3 5 人	

(2) 一般公募及び選考の方法（別紙「公募要綱」等参照）

募集広報：市広報紙及び市ホームページ

応募方法：持参、郵送又はメール

選考方法：別紙「選考要領」参照

市内関係団体の代表者について

	団体名	分野
1	生駒市自治連合会	コミュニティ
2	NPO法人テイクオフ生駒21	コミュニティ
3	奈良・生駒在日外国人保護者の会	国際化
4	近鉄ケーブルネットワーク(KCN)	情報化
5	部落解放同盟奈良県連合会小平尾支部	人権
6	JＡならけん(生駒市内の支店)	農業
7	生駒商工会議所	商工観光
8	連合奈良生駒市地域協議会	雇用
9	生駒市医師会	保健・医療
10	生駒市民生委員・児童委員連絡協議会	福祉
11	生駒市老人クラブ連合会	福祉
12	生駒市手をつなぐ育成会	福祉
13	保育園の保護者会	福祉
14	NPO法人奈良ストップ温暖化の会	環境
15	近畿日本鉄道	都市整備
16	緑の基本計画推進懇話会	都市整備
17	生駒市PTA協議会	教育・学習
18	生駒市自主学習グループ連絡会	教育・学習
19	生駒市スカウト協議会	青少年
20	あゆみの会	男女共同参画
21	生駒市体育協会	スポーツ
22	地域安全推進委員	安心・安全

市民自治検討プロジェクトチームによる選定の基準

(1) 市民の意見を幅広く代表できる団体であること。

具体的には、次の3つの視点から十分にバランスがとれるような団体構成とする。

- ・市民の生活分野を広くカバーできる。
- ・あらゆる世代・性別の市民をカバーできる。
- ・市民の特性、特に人権の観点から配慮できる市民をカバーできる。

(2) 生駒市内での活動実績が十分にあり、活動力のある団体であること。

具体的には、次の4つの点について評価する。

- ・構成員の規模(人数)
- ・市内での活動実績の内容
- ・市との協働・協力の実績・体制
- ・イベント等への動員力

生駒市市民自治検討委員会委員公募要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、生駒市市民自治検討委員会委員のうち公募による委員（以下「公募委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

（募集人員）

第2条 公募委員は、6名とする。

（応募者の資格）

第3条 公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 原則として満20歳以上であること。
- (2) 本市の区域内に住所を有すること。
- (3) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の職員でないこと。
- (4) 平日の審議会の会議に出席できること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

（公募方法等）

第4条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報「いこま」への掲載及び本市のホームページへの掲載その他の方法により広く周知するものとする。

- (1) 審議等の内容
- (2) 応募者の資格
- (3) 募集人員
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 会議の開催の頻度
- (6) 応募方法及び申込期限
- (7) 選考方法

(8) 小論文のテーマ

(9) 提出及び問い合わせ方法

(10) その他市長が必要と認める事項

(応募方法)

第5条 応募者は、次に掲げる書類を市民活動推進課に持参し、郵送し、又は当該書類に記載された情報の電子メールによる送信によって提出することにより応募するものとする。

(1) 生駒市市民自治検討委員会委員応募用紙

(2) 小論文

2 前項の書類は、返還しないものとする。

(募集期間)

第6条 公募委員を募集する期間は、20日間とする。

(選考等)

第7条 選考及びその結果通知等は、別に定める生駒市市民自治検討委員会公募委員選考要領により行うものとする。

(定員に達しない場合等)

第8条 応募者が定員に達しない場合又は選考の結果、公募委員の候補者が定員に満たない場合は、欠員とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、再公募を行うことができる。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。

生駒市市民自治検討委員会公募委員選考要領（案）

【趣旨】

生駒市市民自治検討委員会の公募による委員（以下「公募委員」という。）を選考するための審査等に関し必要な事項を定める。

【選考の手順及び審査基準】

公募委員の選考については、次に掲げる審査を実施するものとする。

1 形式審査（資格審査）

生駒市市民自治検討委員会公募要綱第3条の規定による資格審査

2 小論文による審査

審査基準

次の5項目について、それぞれ審査官1人当たり5点満点で評価
市民自治及び行政と市民との協働を推進することに対する意欲・熱意は感じられるか。

一貫した論旨で、自分の考えを明快に表現しているか。

文章が正確で、論理が明確であるか。

柔軟な発想や思考力が認められるか。

募集テーマに沿った小論文になっているか。

小論文による審査については、応募者の氏名等は明示せずを実施するものとする。

3 面接による審査

審査基準

次の5項目について、それぞれ審査官1人当たり5点満点で評価

市民自治に対する識見の深さが認められるか。

審査官（面接官）の質問を正確に理解し、的確に回答できるか。

自分の考えを明確かつ端的に話すことができるか。

委員会の円滑な運営に協力できるか。

委員会に積極的に参加する意欲や熱意があるか。

面接時間は、応募者1人当たり10分程度とする。

4 公募委員の選定

「小論文による審査」及び「面接による審査」の得点等を基準として、選考会議の結果により選定する。

〔応募者が10名を超えた場合〕

「小論文による審査」の得点等に基づき、選考会議において、「面接による審査」を受ける者を上位10名程度にすることができる。

【選考会議】

- ・公募委員を最終的に決定するため、選考会議を開催する。
- ・選考会議における審議事項は次のとおりとする。
 - 審査基準に基づく審査結果の確認
 - 応募者が10名を越えた場合の第一次選考の実施
 - 公募委員の最終決定
- ・選考会議の議事は構成員の総意に基づき決定するものとする。

【次点者の繰上げ】

- ・公募委員に決定した者が、委員を辞退した場合は、次点者を繰り上げることができるものとする。

【結果通知等】

- ・選考の結果は、応募者全員に書面で通知するものとする。
- ・審査基準については、公募委員の決定後に応募者からの求めがあった場合などにおいて、開示するものとする。
- ・個人の審査結果についての電話での問合せには、回答しないものとする。確認を希望する応募者については、市役所において当該応募者に係る審査結果（合計得点並びに小論文審査の得点小計及び面接審査の得点小計に限る）を開示するものとする。

広報原稿（案）

生駒市市民自治検討委員会の委員を募集

生駒市では、市民自治の基本理念、市民参加、市民との協働及び市政運営の基本原則に関する基本構想などを策定するため、「生駒市市民自治検討委員会」を設置しました。

この委員会では、市民のみなさんがより積極的、主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくりや市民参加のあり方を調査、検討していこうと考えており、広く市民のみなさんのご意見を反映させるため、同委員会の委員を募集します。

対象 = 市内に住む原則として満 20 歳以上の人（10 月 15 日現在）で、平日の会議に出席できる人

会議の開催 = 月に 1 回程度

審議の内容 = 学識経験者や各種団体の代表のかたなどとともに、次のような事項についての審議などをしていただきます。

生駒市のまちづくりにおける市民参加や市民と行政との協働のあり方などを総合的に示す市民自治基本構想（案）の策定

市民への広報と市民意見の取りまとめ

検討委員会によるタウンミーティングの開催

募集人員 = 6 人程度

任期など = おおむね 1 年（12 月中旬頃の選任から市民自治基本構想（案）策定まで）

選考方法 = 「なぜ、今、まちづくりへの市民参画が必要なのか」または、「生駒市における市民主体のまちづくりのあり方」についての小論文（800 字程度）で選考し、面接のうえ決定します（選考結果は応募者全員に通知します）。

申し込み・問い合わせ = 直接持参か郵送または電子メールで、生駒市市民自治検討委員会委員応募用紙に小論文を添えて、12 月 8 日（金）（必着）までに市民活動推進課（〒630-0288、東新町 8-38、内線 234、メールアドレス shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp）へ

応募用紙は生駒市ホームページ（<http://www.city.ikoma.lg.jp/>）に掲載するほか、市役所（市政情報コーナー・市民活動推進課）、北コミュニティセンター ISTA はばたき、鹿ノ台地区公民館、中央公民館、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎにあります。

なお、提出していただいた書類は返却できませんのでご了承ください。また、応募の際に記入していただいた内容は、目的外には使用せず、適切な管理を行います。

市民自治検討委員会に係る今後のスケジュール（案）

10月13日(金)	<ul style="list-style-type: none">・第1回検討委員会（委員5名）の開催 <p>案件</p> <ul style="list-style-type: none">・検討委員会委員の委嘱（公募市民を除く準備会委員及び澤井教授）・設置要綱、公募要領、選考要領等・今後の進め方（日程、第2回、第3回検討委員会の案件等）・団体枠、公募市民枠、議会枠、行政職員枠の決定・小論文テーマの決定・広報原稿案・選考日程協議
10月16～18日	<ul style="list-style-type: none">・広報原稿出稿（11月15日号広報）
11月中旬	<ul style="list-style-type: none">・第2回検討委員会開催（部会の配属等）・団体代表、議会代表委員就任依頼
12月8日(金)	<ul style="list-style-type: none">・公募締め切り
12月中旬	<ul style="list-style-type: none">・公募委員選考・面接
12月下旬	<ul style="list-style-type: none">・第3回検討委員会開催（研修会、事例研究等）